

兵庫県警察本部訓令第22号

特定金属くず買受業事務取扱規程を次のように定める。

令和8年5月27日

兵庫県警察本部長 小西 康弘

特定金属くず買受業事務取扱規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律（令和7年法律第75号。以下「法」という。）及び盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律施行規則（令和8年国家公安委員会規則第8号。以下「規則」という。）に基づく事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(特定金属くず買受業の開始の届出)

第2条 警察署長は、規則第1条第2項の規定により営業開始届出書（規則別記様式第1号）の提出を受けたときは、速やかに、生活安全部保安課長（以下「保安課長」という。）に届出の内容を報告するとともに、所要の事項を確認し、支障がないと認めたときは受理するものとする。

2 警察署長は、前項の営業開始届出書を受理したときは、当該届出をして特定金属くず買受業を営む者（以下「特定金属くず買受業者」という。）に係る生活安全部長が定める様式の特定金属くず買受業者台帳（以下「台帳」という。）を作成し、保管するものとする。

(特定金属くず買受業の廃止の届出)

第3条 警察署長は、規則第2条第2項の規定により営業廃止届出書（規則別記様式第2号）を受理したときは、所要の措置を行うものとする。

(特定金属くず買受業の変更の届出)

第4条 警察署長は、規則第2条第2項の規定により届出事項変更届出書（規則別記様式第3号）を受理したときは、所要の措置を行うものとする。

(届出番号等の通知)

第5条 警察署長は、法第3条第1項の規定による届出があったときは、当該届出者に対し、届出番号等を通知しなければならない。

(台帳の補正)

第6条 警察署長は、第3条又は第4条の規定により台帳の記載内容に変更が生じたときは、その都度、台帳を補正するものとする。

(同時届出)

第7条 警察署長は、規則第1条第3項又は第2条第4項の規定により、営業開始届出書、営業廃止届出書又は届出事項変更届出書の提出を受けたときは、関係する警察署長（以下「関係警察署長」という。）に当該届出書を送付するものとする。

2 関係警察署長は、前項の規定により届出書の送付を受けたときは、第2条から第4条まで及び前条の規定により処理するものとする。

(指示の上申等)

第8条 警察署長は、法第11条の規定による指示を行う必要があると認めたときは、速やかに生活安全部長に上申（生活安全部保安課（以下「保安課」という。）経由）をするものと

する。

- 2 保安課長は、生活安全部長が法第11条の規定による指示を決定したときは、当該上申をした警察署長を経由して、当該特定金属くず買受業者の代表者又は代理人（以下「代表者等」という。）に通知するものとする。

（営業停止の上申等）

第9条 警察署長は、法第12条の規定による営業停止の命令を行う必要があると認めるときは、速やかに、警察本部長に上申（保安課経由）をするものとする。

- 2 保安課長は、兵庫県公安委員会が法第12条の規定による営業停止の命令を行うことを決定したときは、当該上申をした警察署長を経由して、当該特定金属くず買受業者の代表者等に通知するものとする。

（報告等の要求）

第10条 保安課長又は警察署長（以下「保安課長等」という。）は、法第13条第1項の規定により報告又は資料の提出を求めるときは、当該特定金属くず買受業者の代表者等に対し、生活安全部長が定める様式の報告等要求書を交付するものとする。

（立入検査）

第11条 保安課長等は、法第13条第1項の規定による立入検査を適正かつ効果的に行うため、立入検査に関する知識及び経験を有する警察職員を立入検査を担当する職員（以下「立入実施者」という。）に指定するものとする。

- 2 立入検査は、立入実施者が警部補以上の幹部の指揮を受け、原則として、複数で行うものとする。ただし、生活安全課長等（保安課の許可等事務を所掌する課長補佐又は警察署の許可等事務を所掌する生活安全課長、生活安全第一課長、生活安全第二課長若しくは刑事生活安全課長をいう。以下同じ。）の承認を得たときは、単独で行うことができる。
- 3 立入実施者は、立入検査を行ったときは、速やかに、生活安全部長が定める様式の立入検査結果報告書により所属する所属の長に報告するものとする。

（身分証明書の管理）

第12条 保安課長等は、前条第1項の規定により指定した立入実施者に係る身分証明書（規則別記様式第4号）を、生活安全課長等を通じて立入実施者に交付するものとする。

- 2 生活安全課長等は、自所属の立入実施者に係る身分証明書の管理責任を負うものとし、立入実施者に異動等があったときは、速やかに、身分証明書を回収し、保安課長等に返納するものとする。

- 3 保安課長等は、前2項の規定により身分証明書の交付をし、又は返納を受けたときは、生活安全部長が定める様式の身分証明書管理簿に所要の事項を記載し、その状況を明らかにしておくものとする。

（報告）

第13条 警察署長は、特定金属くず買受業の届出等の状況を四半期ごとに取りまとめ、生活安全部長が定める様式の特定金属くず買受業届出状況報告書により、次期当初の月の10日までに警察本部長に報告（保安課経由）をするものとする。

（補則）

第14条 この規程に定めるもののほか、法及び規則に係る法令違反行為等による行政処分の実施に関して必要な事項は、生活安全部長が定める。

附 則

この訓令は、令和8年6月1日から施行する。